

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 20日

盛岡市長 内館 茂 様

提出者

住 所 東京都港区東新橋一丁目5番2号

氏 名 森永乳業株式会社

代表取締役社長 大貫 陽一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3798-5352

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

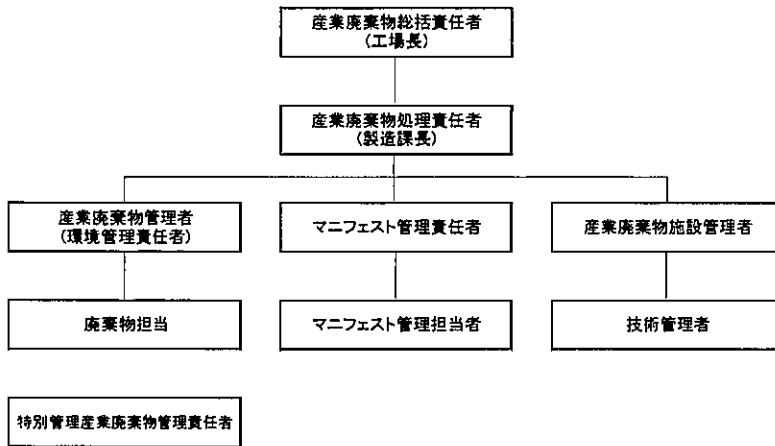
事業場の名称	森永乳業株式会社 盛岡工場
事業場の所在地	岩手県盛岡市青山2丁目3番14号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	09 食料品製造業
② 事業の規模	製造品出荷高109億円
③ 従業員数	149人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り



(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和6年度) 実績】 分類別は別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	合計	
	排出量	6305.468 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃水処理運転管理見直しによる余剰汚泥量の抑制。 ・ 一般廃棄物へ混入していた廃プラ分別の強化。		
② 計画	【目標】 分類は別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	合計	
	排出量	6582.57 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 継続し、廃水処理の自己消化運転を実施する。 ・ リサイクル排出できるプラの種類を増やす。 ・ リサイクル可能な処理業者の調査。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
③ 計画	④ (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 分類別は別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	合計	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5914.16 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃水処理運転管理見直しによる余剰汚泥量の削減。 ・ 廃水と凝集剤の割合調整による効率的な脱水による減容化。		
② 計画	【目標】 分類別は別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	合計	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	6180 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 継続して、廃水処理および脱水機運転の見直しを実施する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	② 【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 分類別は別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	合計	
	全処理委託量	391.308 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	85.038 t	t
	再生利用業者への処理委託量	306.388 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	84.45 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託先選定時に焼却炉がサーマルリサイクルであることを確認してから契約締結。 ・動植物残渣の飼料・肥料化(有価リサイクル) 		

②計画	【目標】	分類別は別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	合計	
	全処理委託量	402.57 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	82.17 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	320.57 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	82 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託処分場の視察。 ・場内処理による動植物残渣のリサイクル化。 ・原料の効率的な使用による動植物性残渣発生抑制。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 産業廃棄物の分類

産業廃棄物の分別に関する事項

<分別している産業廃棄物の種類>

産業廃棄物	汚泥	廃水処理時に発生する余剰汚泥
	廃プラスチック類	有価対象外のプラスチック類、事業系一般廃棄物対象外の焼却ゴミ
	食品残渣	期限切れの粉・固形原料、有価搬出出来ない液体残渣(凝固等排出困難)
	廃蛍光管	使用済み蛍光管
	廃乾電池	使用済み乾電池
	陶磁器ガラスくず	検査用ガラス器具、検査用試薬ビン、陶磁器設備の廃棄品
	廃油(特別管理廃棄物)	製品印字用インク廃液(引火性)
有価物・専ら物	事業系一般廃棄物	産業廃棄物以外の焼却ゴミ
	廃プラスチック類	製品ラップ、原料容器、PPバンド等のリサイクル可能プラスチック
	食品液体残渣	廃棄製品、工程廃液など
	金属くず	ガロン缶、鉄くず、廃線、ステンレス配管、部品類などの金属類
	廃油(動植物性油)	期限切れ等で発生した廃原料油
	廃油(機械油)	メンテナンス時に発生する廃機械油
	紙類	ダンボール、クラフト紙、紙管、再生可能雑紙

①現状(分別に関する取組)

- ・ 工程毎に発生した廃棄物を職場毎に分別を行い、廃棄物保管庫に保管している。
- ・ 製造量増加とともに廃プラは増加傾向にある。
一部の廃プラをリサイクルの有価物として排出しているが、取引品種を増やし、リサイクル化を推進。産業廃棄物となる廃プラ量の削減に取り組んでいる。
事業系一般廃棄物内に混入していた廃プラの分別強化、見直しを実施。

②計画(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ 数量を確保できる廃プラについてリサイクル化を進める。
- ・ 液体残渣の自社処理を進め、産廃とせずリサイクル回収とする。

別紙 廃棄物処理工程

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理工程

